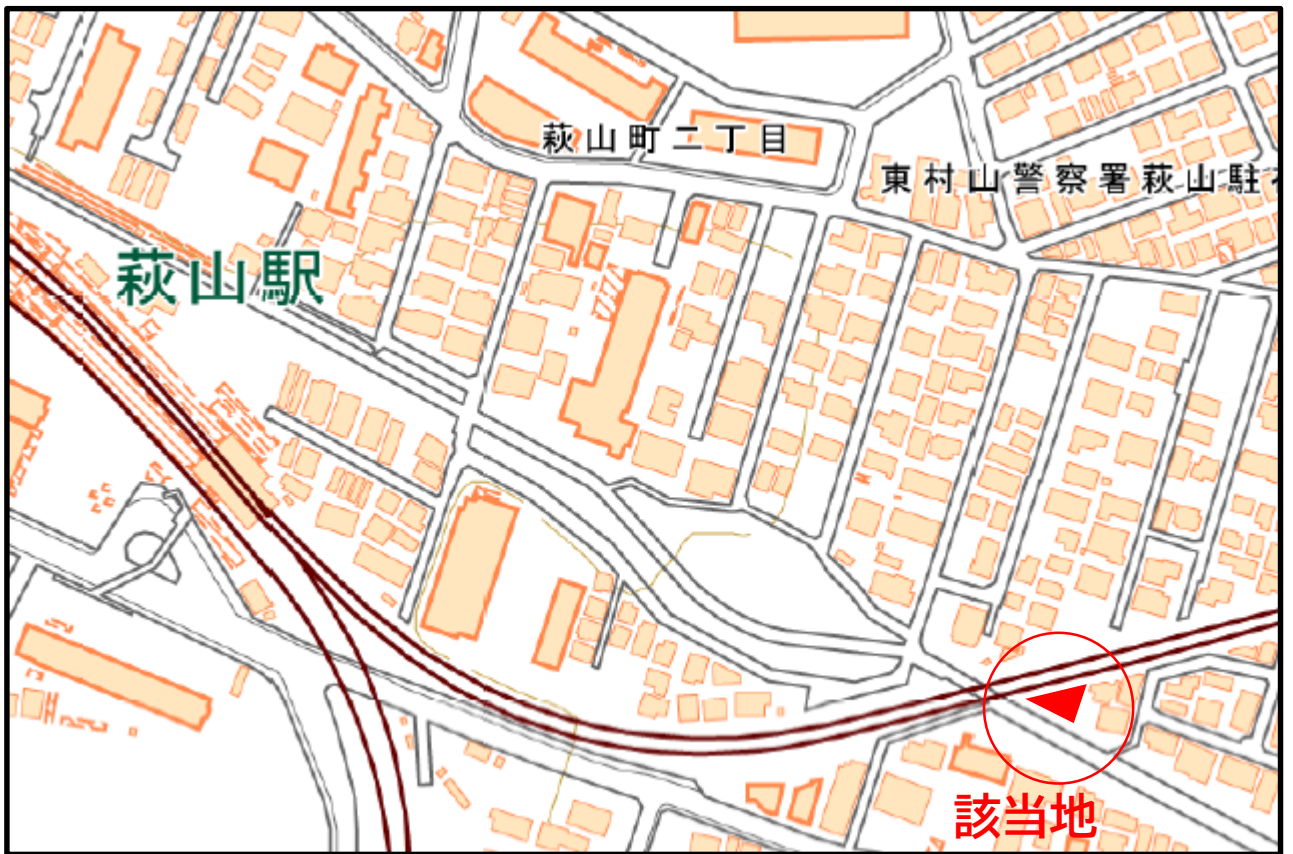
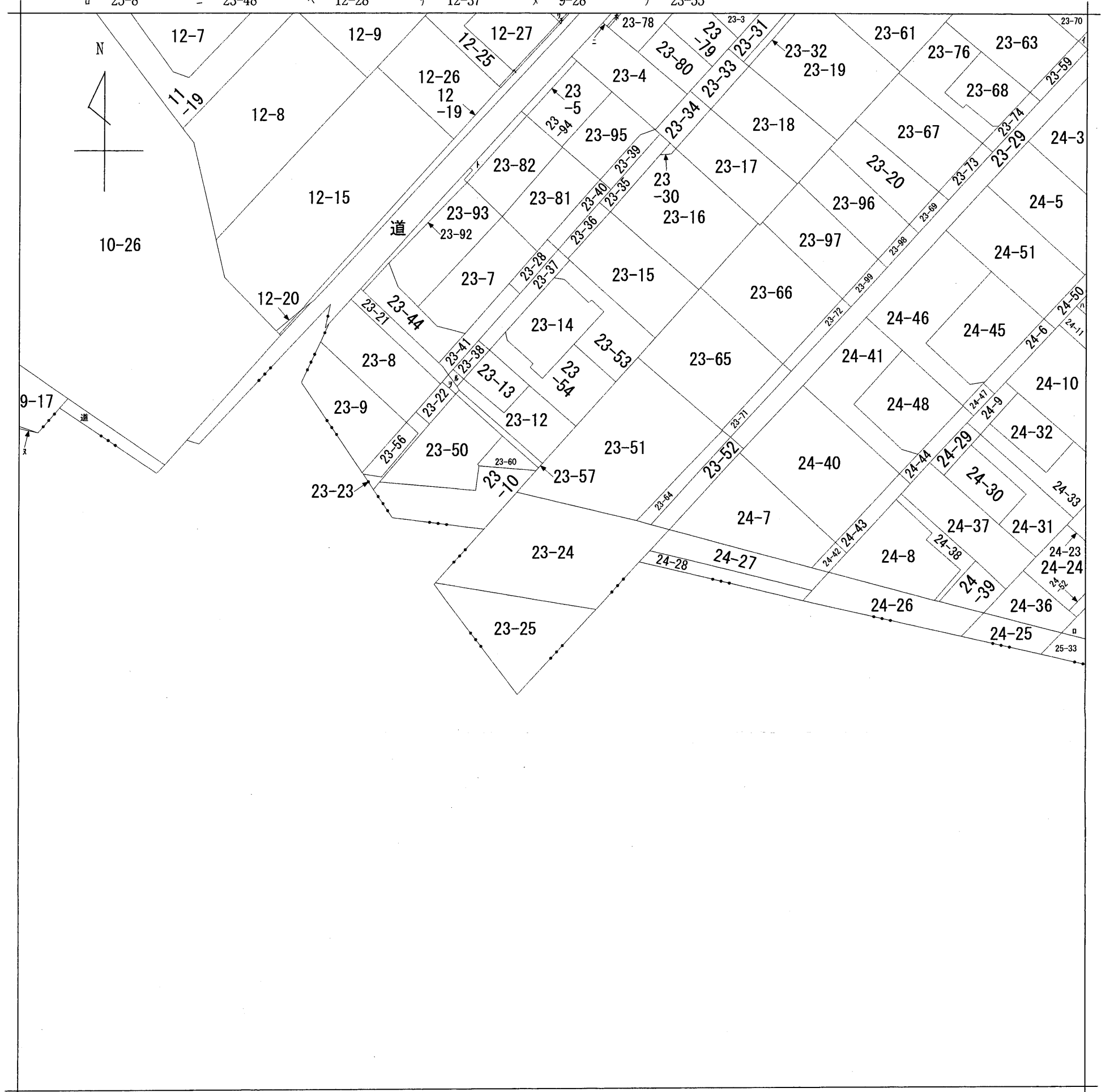


案内図

東村山市萩山町二丁目23番25



イ 23-58 ハ 24-53 ホ 23-77 ト 23-6 リ 12-36 ル 23-42
 ロ 25-8 ニ 23-48 ヘ 12-28 チ 12-37 ス 9-28 ヲ 23-55



請求部	所在	東村山市萩山町二丁目				地番	23番24			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

調査場所：東京法務局田無出張所
 調査年月日：令和 7年 9月 5日
 調査者：土地家屋調査士 後藤



令和8年2月25日
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
東京法務局田無出張所

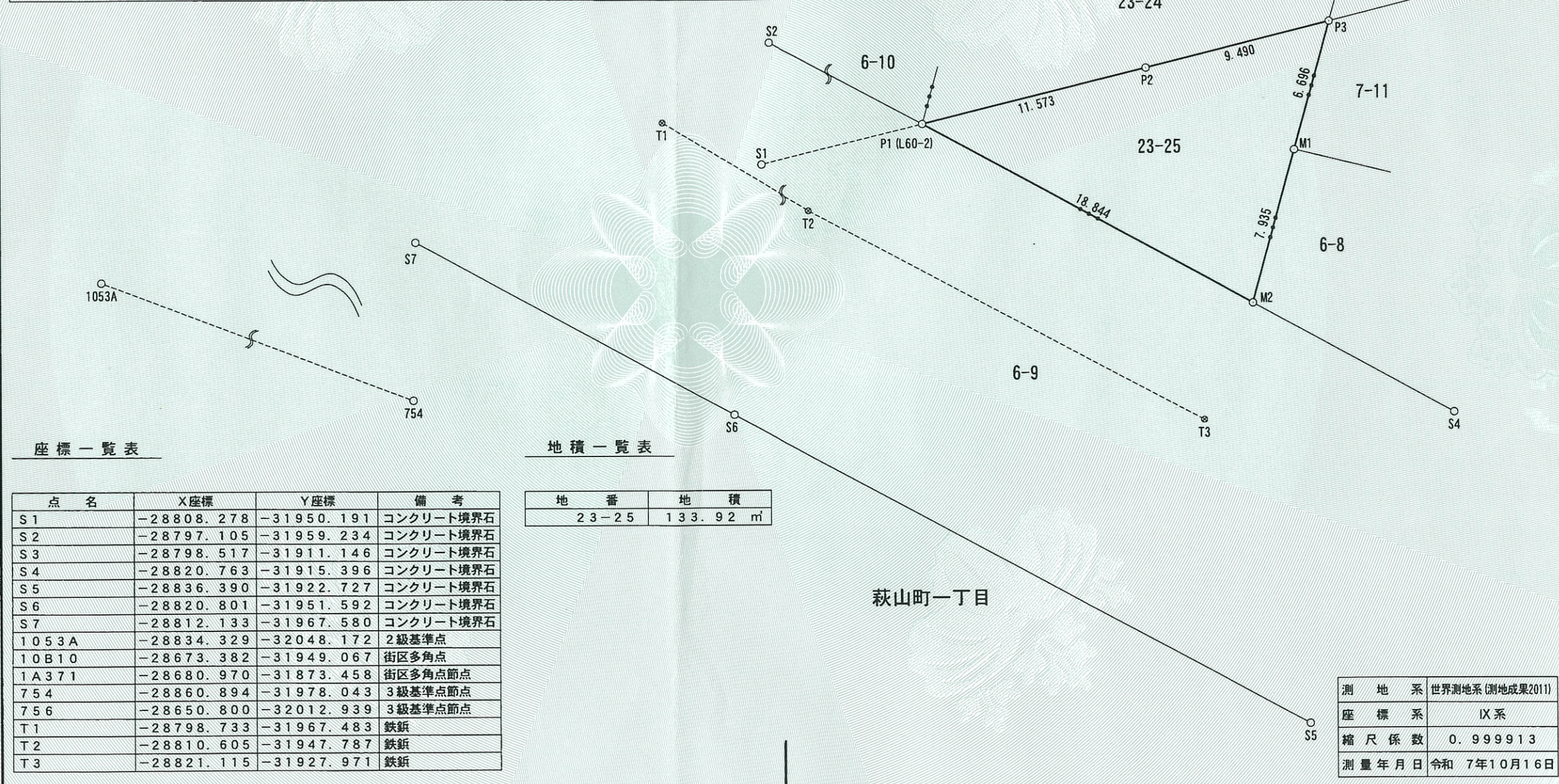
登記官

神谷明美



地番	23番25	地積測量図
上地の所在	東京都東村山市萩山町二丁目	

No	杭種	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	距離
P1 (L60-2)	コンクリート境界石	-28806.272	-31942.044	153220.560768	11.573
P2	コンクリート境界石	-28803.497	-31930.808	-588628.264692	9.490
P3	プラスチック杭	-28801.167	-31921.608	-213819.863808	6.696
M1	金属標	-28807.624	-31923.384	111802.388744	7.935
M2	コンクリート境界石	-28815.275	-31925.489	537693.031500	18.844
合計				267.852512	
合計面積				133.9262560	
地積				133.92 m ²	



点名	X座標	Y座標	備考
S1	-28808.278	-31950.191	コンクリート境界石
S2	-28797.105	-31959.234	コンクリート境界石
S3	-28798.517	-31911.146	コンクリート境界石
S4	-28820.763	-31915.396	コンクリート境界石
S5	-28836.390	-31922.727	コンクリート境界石
S6	-28820.801	-31951.592	コンクリート境界石
S7	-28812.133	-31967.580	コンクリート境界石
1053A	-28834.329	-32048.172	2級基準点
10B10	-28673.382	-31949.067	街区多角点
1A371	-28680.970	-31873.458	街区多角点節点
754	-28860.894	-31978.043	3級基準点節点
756	-28650.800	-32012.939	3級基準点節点
T1	-28798.733	-31967.483	鉄釘
T2	-28810.605	-31947.787	鉄釘
T3	-28821.115	-31927.971	鉄釘

地番	地積
23-25	133.92 m ²

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	IX系
縮尺係数	0.999913
測量年月日	令和7年10月16日

作成者	東京都東村山市栄町三丁目30番地11 後藤 英二 土地家屋調査士 (令和7年11月10日作成)	申請人	東村山市長 渡部 尚	縮尺	1/250
-----	---	-----	------------	----	-------

(東京土地家屋調査士会紙)

表題部 (土地の表示)		調製	平成3年2月7日	不動産番号	0127000336853
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	東村山市萩山町二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2729番2	宅地	125	78	本番1から分筆 〔昭和41年9月26日〕	
23番25	余白	余白		①変更 〔昭和47年9月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年2月7日	
余白	余白	133	92	③錯誤 〔令和8年2月4日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和31年6月19日 第4889号	原因 昭和28年6月16日権利承継 所有者 東村山市諏訪町一丁目26番地3 徳藏寺 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年2月7日
2	所有権移転	平成11年8月19日 第37359号	原因 平成11年8月18日寄附 所有者 東村山市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年2月25日
東京法務局田無出張所

登記官

神谷明美



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。